

自転車の交通ルールが変わります！

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車を運転中の
ながらスマホ と 酒気帯び運転

の罰則が強化されます。事故を防ぐためにマナーを守りましょう！

● 自転車を運転中のながらスマホ



- ・違反者は、6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



● 酒気帯び運転および幫助



- ・違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



挾間交番だより

令和6年 10月
大分南警察署
挾間交番
発行
097-542-2131
097-583-0200

猪の出没多発

現在、挾間交番管内で猪の出没が多発しています！

朝、昼、晩問わず猪は活動しています。



※注意事項

- 不要不急な外出は避けること
- 猪を見つけても、刺激をせず近づかないこと

農繁期の交通事故防止

・横転したトラクターの下敷きになり死亡する事案が多発

・農作業時に飲酒し、飲酒運転で帰宅中の交通死亡事故が発生しています。

- 1 シートベルト等の着用！
- 2 安全装備（フレーム等）の設置！
- 3 飲酒運転の禁止！

あなたや、あなたの大切な人の命を守るために

大分県警察職員（研究員（化学））

申込受付日時：令和6年10月1日（火）～10月25日（金）

一次試験：11月28日（木）